

電子版かかりつけ連携手帳電子決済モデル推進事業に関する調査業務委託
企画提案公募公告

次のとおり企画提案を公募します。

令和2年7月3日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 業務概要等

(1) 業務名

電子版かかりつけ連携手帳電子決済モデル推進事業に関する調査業務

(2) 業務目的

本県における重度心身障害者医療費助成制度については、現在、医療費助成対象者（以下「受給者」という。）が一旦医療費を支払い、市町村が後で受給者に助成する、いわゆる償還払い方式（受給者の口座へ自動還付）としているが、受給者の会計時における一時的な金銭負担等が課題となっている。

このことから、受給者の負担軽減を図るため、国民健康保険制度における国庫負担金等の減額調整を回避した新たな医療費の助成方法について検討を行う必要がある。

本業務は、新たな助成方法における課題の抽出、その解決策の提示、関係機関との調整、重度心身障害者の実態把握等を実施し、円滑かつ確実に本格導入を行うための調査検討を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

別に定める「電子版かかりつけ連携手帳電子決済モデル推進事業に関する調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 委託期間

契約日から令和3年3月19日（金）まで

(5) 委託料上限額

5, 109, 000円（消費税及び地方消費税額相当額を含む）

※ この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

2 企画提案の参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成14年2月28日山梨県告示第64号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であること。
- (3) この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

- (4) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 医療制度及び障害福祉制度を熟知する等、本委託事業を適切に履行できる者であること。

3 企画提案募集要項等の交付及び質問

- (1) 県ホームページからダウンロードすること。

山梨県福祉保健部障害福祉課

URL <https://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/proposal/kakaritsuke.html>

- (2) 企画提案募集要項及び仕様書に関する質問は、企画提案募集要項を参照の上、電子メールにより行うこと。

メール shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

4 企画提案への参加申込期限

令和2年7月17日（金）午後5時

提出は山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

5 企画提案書の提出期限

令和2年7月27日（月）午後5時

提出は県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

6 審査方法

電子版かかりつけ連携手帳電子決済モデル推進事業に関する調査業務に係る企画提案審査会が企画書の内容により審査する。

7 企画提案に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨